## 平成 23 年 天草市農業委員会第7回総会議事録

平成23年7月26日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである(32名)

1番	鬼塚	猛清	君	2 番	滝下清三郎		君
3 番				4番			
5 番	梅本	秀幸	君	6番	福本	富人	君
7番	佐々木碩哉		君	8番			
9番	鶴田	雄士	君	10 番	元島	正則	君
11 番	松岡	健吾	君	12 番			
13 番	松本	カヅエ	君	14 番	山本	友保	君
15 番	森岡	一正	君	16 番	大塚	宏	君
17 番	松川	兼光	君	18 番	倉田	喜一	君
19 番	川口	直	君	20 番	原田	康盛	君
21 番	山本	隆久	君	22 番	浦上	廣幸	君
23 番	平岡	秀樹	君	24 番	山田	昭則	君
25 番	川峯	正美	君	26 番	佐藤	駿二	君
27 番	池田	裕之	君	28 番	川原	昭雄	君
29 番				30 番	小松	信男	君
31 番	江良	邦勝	君	32 番	落合	正實	君
33 番	宮﨑	義一	君	34 番	椎場	次穗	君
35 番	松原	髙弘	君	36 番			
37 番	戸谷	泰典	君	38 番	森本	文隆	君
2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。(6名)							
3番	川﨑巓	[志男	君	4番	坂上	眞守	君
8番	稲田	秀敏	君	12 番	井上	哲晴	君
29 番	前田	達也	君	36 番	小堀田幸一		君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。(5名)

 事務局長
 森内
 健二
 主
 幹
 中村
 政一

 主
 任
 吉田
 直哉
 主
 任
 松村
 康平

 主
 事
 寺澤
 大介

## 4、議事日程

開会

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議第43号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第6 議第44号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)につ

いて

日程第7 報告事項について

閉会

会長(鬼塚猛清君) 皆さん、こんにちは。自分もこういう姿で皆さん方の前に立つことを本当に恐縮に思っております。お許しいただきたいと思います。梅雨が明けまして、本当に暑い日が続いておりますけど、まだまだ今からが本番でございます。熱中症なり色々と多発しております。皆さん方、どうか体には十分注意していただきたいと思っております。また、県でも男女参画というようなことで天草市農業委員会にも女性の参入を、と再三言われておりましたけれど、中々そういう機会がございませんでした。事務局の方からご紹介がありました松本カヅエ委員は、今回天草市になって初めての女性委員でございます。期待しております。そして、先程本人から話がありましたとおり、合併前農業委員として議会推薦で活躍しておられました。当時は女性農業委員は3名でございましたので、色々と菜の花を植えたり、天草高校の生徒と交流したりと活躍していただきました。今後もやはりそういう面で色々とお力添えをしていただければ幸いじゃなかろうかな、と思っております。今後もよろしくお願い致します。皆さん方、体だけは十分注意していただきたいと思っております。

それでは総会を始めさせて頂きます。

事務局(森内健二君) 本日は、3番川崎委員、4番坂上委員、8番稲田委員、12番井上委員、29番前田委員、36番小堀田委員の6名の委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっていますので、以降の議事の 進行は会長にお願い致します。

議長(鬼塚猛清君) これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、 議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) それでは、10番元島正則委員、11番松岡健吾委員を指名致します。

議長(鬼塚猛清君) 日程第2、議第40号、農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。その後、 農業委員より説明をお願いします。

主任(松村康平君) ご覧いただく資料番号は 、 番です。1番について説明します。 佐伊津町の譲受人 さんは農業経営規模拡大のため、佐伊津町の さんより佐伊津町の畑 310㎡を売買により取得したいというものです。 別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10km 以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は、すべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められるとのことから特に問題ありません。以下、不許可要件には該当しておりません。

主任(吉田直哉君) 2番について説明します。五和町の譲受人 さんは、五和町の譲渡 人 さんより、五和町の畑 730㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、 住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される 計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

主事(寺澤大介君) 3番について説明します。有明町の譲受人 さんは農業経営規模拡大のため、有明町の さんより有明町の畑675㎡を贈与により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、 住所地から農地までの距離はすべて 10km 以内で容易に通作でき、申請地は果樹を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

4番について説明します。栖本町の譲受人 さんは農業経営規模拡大のため、東京都足立区の さんより栖本町の畑 714 ㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、 住所地から農地までの距離はすべて 10km 以内で容易に通作でき、申請地は果樹を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

主任(吉田直哉君) 5番について説明します。新和町の譲受人 さんは、新和町の譲渡 人 さんより、新和町の畑 797 ㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、 住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は茶を栽培される計 画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

6番について説明します。新和町の譲受人 さんは、父親である新和町の譲渡人 さんより、新和町の田 2.637 ㎡、畑 3.728 ㎡を受贈したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、 住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は水稲作及び果樹を 栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。 7番について説明します。新和町の譲受人 さんは、川原町の譲渡人 さんより、新和町の畑 1,096 ㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、 住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は牧草を作付けされる計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。以上です。

議長(鬼塚猛清君) それでは1番について担当委員より説明をお願いします。

26番(佐藤駿二君) 26番、佐藤です。1番について説明いたします。譲渡人の さんは、お兄さんの土地を相続して耕作しとったわけですけど、自分の体調があまり良くないということで、譲受人の さんのほうに売り渡すというようなことです。先程事務局から説明がありましたように、場所は譲受人の家からすぐ近くでして、近所の人に話を聞いても特に問題は無いようですので、よろしくお願い致します。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました1番の件について、質疑はございませんか。 (質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、1番の件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので1番の件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、2番の申請案件について担当委員より説明をお願い致します。

21番(山本隆久君) 21番、山本です。2番について説明いたします。先程事務局から説明があったとおりでございますが、譲受人の さんは譲渡人の さんから経営規模拡大ということで買われるわけでございます。畑は譲受人の家のすぐ近くでございます。自分が利用するにも都合がいいということでございます。なんら問題はないと思いますので、よるしくお願い致します。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。 (質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、2番の件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので2番の件は原案のとおり可決いたしました。 続きまして、3番の申請案件について担当委員より説明をお願いいたします。

22番(浦上廣幸君) 22番、浦上でございます。3番について説明します。先程事務局から話があったように、譲渡人は 歳で今入院中でございますし、家には奥さんと二人きりで子供は東京なり大阪なりへ行っております。2町以上みかん園を作っている譲受人のさんが是非申請地をもらいたいということです。申請地周りの畑は全部譲受人のものであ

- り、他の所には迷惑掛けないようにするということですので、どうぞよろしくお願いします。
- 議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。 (質疑なしの声あり)
- 議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、3番の件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)
- 議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので3番の件は原案のとおり可決いたしました。 それでは4番の申請案件につきまして、担当委員より説明をお願いいたします。
- 33番(宮﨑義一君) 33番、宮﨑です。4番について説明いたします。事務局の説明のとおりでございますが、譲渡人の さんは昨年あたりまで栖本在住であったわけですが、高齢で東京の子のところに行っているようでございます。申請地は譲受人の家の前でありまして、その隣は現在譲受人がデコポンを作っておられる場所でございますので、誰にも迷惑は掛からないようでございます。どうかよろしくお願いします。
- 議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。 (質疑なしの声あり)
- 議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、4番の件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)
- 議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので4番の件は原案のとおり可決いたしました。 それでは5番の申請案件につきまして、担当委員より説明をお願いいたします。
- 19番(川口直君) 19番、川口です。5番について説明致します。場所は大宮地碇石線の途中でございます。途中から km位山手に登った というところの集落で、昔からお茶の栽培が盛んなところでありまして、現地に行きましたら、お茶の木がよく手入れして植えてありました。譲渡人が耕作しいきらんけん、同じ茶仲間の譲受人に買ってくれということです。審議をよろしくお願いします。
- 議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。 (質疑なしの声あり)
- 議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、5番の件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)
- 議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので5番の件は原案のとおり可決いたしました。 それでは6番の申請案件につきまして、担当委員より説明をお願いいたします。
- 15番(森岡一正君) 15番、森岡です。6番について説明致します。去る7月5日に現地確認を致しまして、譲渡人から息子の譲受人へ贈与ということで譲渡人が 歳、譲受人が

歳でございます。田畑合わせまして、6,365 ㎡ということで皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。 (質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、6番の件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので6番の件は原案のとおり可決いたしました。 それでは7番の申請案件につきまして、担当委員より説明をお願いいたします。

19番(川口直君) 19番、川口です。譲渡人の さんは嫁に行くまで碇石におらしたっですけど、嫁に行ってから本渡在住で、その間譲受人が長年耕作しておりました。譲受人は畜産をしておられます。この前現地確認に行ったところ、現在牛の草を作って綺麗に管理してありました。なにも問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。 (質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、7番の件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので7番の件は原案のとおり可決いたしました。

議長(鬼塚猛清君) 日程第3、議第41号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願いいたします。主任(松村康平君) ご覧いただく資料番号は、、、です。1番について説明します。八幡町の さん、埼玉県の さんは貸駐車場とするため、八幡町の畑98㎡を転用したいというものです。既に駐車場とされているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地の都市計画区域用途地域となっております。以下、記載のとおりとなっており基準に適合しています。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

35番(松原髙弘君) 35番松原です。1番について説明致します。場所と現地の状況は1、2ページで八幡宮の近くになっております。申請者の さん、 さんは姉妹で共有している土地を事務局説明のとおり駐車場に転用したいというものです。土地を有効利用し、貸駐車場として生活資金の一部にしたいということです。現場は10年程前砂利敷きしてあり、

始末書が付いております。雨水は道路側溝に流されます。周囲は宅地で特に問題はないと 思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました1番の件について、質疑はございませんか。 (質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、1番の件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは2番について事務局より説明をお願いします。

主任(松村康平君) 2番について説明します。下浦町の さんは個人住宅とするため、 下浦町の畑 398㎡を転用したいというものです。既に造成されているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地のとなっております。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

11番(松岡健吾君) 11番、松岡です。2番について説明いたします。場所は本渡東中学校の の方で、 のすぐ横です。資料 の3、4ページを見ていただくと判ると思うんですけど、ここら辺は申請地だけが畑です。もう他にはありません。手前は市道です。ちょうどよか案配の屋敷があるんですけど、そこらへんは黒岩でありまして、畑はほとんど乾燥して唐芋位しかできないような実情であります。そこを自分で宅地にしたいということで、たまたま横に黒岩の採石場があるもんですから、自分で勝手に何ヶ月か前にここを埋めとったそうで始末書を書いたそうです。特別問題はございませんので、審議をよろしくお願いします。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。 (質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、2番の件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは3番について事務局より説明をお願いします。

主事(寺澤大介君) 3番について説明します。倉岳町の さんは個人住宅とするため、 倉岳町の田 155 ㎡を転用したいというものです。既に工事が完了しており始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となって

おります。以下、記載のとおりとなっており基準に適合しています。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

20番(原田康盛君) 20番、原田です。農地法第4条第1項の規定による許可申請について3番を説明致します。地図は5ページ、写真は6ページです。申請人は35年前、大阪から帰られました。ここは元々申請人の親の屋敷が建っていました。ところが、あの忌まわしい上天草大水害によってこの辺は田畑とも流されまして、それから3年後、昭和50年ですかね、復興工事が完了致しました。それからこの辺の宅地は全部復興工事を妨げるということで、土地を田と畑になったところでございます。元々災害前は、宅地でございまして家が建っておりました。今申請者は高齢で 歳です。子供さんもおられないところで、今二人で暮らしておられます。将来は近い身内に贈与したいということでございました。皆さんの審議審査をしていただき認可していただきますようよろしくお願い致します。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。 (質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

議長(鬼塚猛清君) 日程第4、議第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願いいたします。主任(松村康平君) ご覧いただく資料番号は 、 、 です。1番について説明します。本渡町の借受人 さんは個人住宅とするため、川原町の さんより本渡町の畑 402.84㎡を使用貸借により転用したいというものです。既に造成されているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地の都市計画区域用途地域となっております。以下、記載のとおりとなっており基準に適合しています。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

9番(鶴田雄士君) 9番、鶴田です。1番について説明します。貸渡人と借受人は親子でございます。借受人は現在アパート住まいでございますけど、家族が4名になり手狭になってきたので、居宅を作りたいということでございます。場所は字図をご覧いただきたいと思いますけど、川原から枦宇土越の道を m程入ってから 側の緑山に m位登った所でございます。写真のように造成されていましたので、始末書を付けて申請書を出されてお

ります。以上よろしくご審議をお願いします。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。 28番(川原昭雄君) 28番、川原でございます。この明細が7筆でございますが、えらい 狭まい土地が入り乱れているわけでございますが、ここらの説明をもう少ししていただければ幸いだなと思っております。

9番(鶴田雄士君) 申請地はですね、狭い畑が色々ある所でありまして、段差もあって 周囲の人達からも段差があるからいいだろうということで同意書も付いております。だか ら、これらをまとめて住宅を作りたいということでないかと思っております。

議長(鬼塚猛清君) 川原委員、よございますか。

28番(川原昭雄君) 天草がいかに狭いかというのが、これでよく判るわけでございますが、こりゃなんとかまた親さんもすべきじゃなかったのかなと、アドバイスじゃないけどもそう考えるわけでございます。以上です。

議長(鬼塚猛清君) ほかにございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは2番について事務局より説明をお願いします。

主任(吉田直哉君) 2番について説明します。亀場町の譲受人 さんは自己住宅とするため、本渡町の譲渡人 さんから本渡町本渡乙字 の田 700 ㎡のうち 49.38 ㎡を売買により転用したいというものです。既に造成がなされており始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地になっております。 以下、記載のとおりとなっており基準に適合しております。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

9番(鶴田雄士君) 9番、鶴田です。2番について説明します。譲受人 さんは現在アパート住まいでございますけど、自己住宅を建てたいということでこの場所を選んだということです。場所は山口橋から 100m 位先に井龍箱ノ水線がございますけれど、その交差点から 位は入った所の 側でございます。ここは、20年程前に譲渡人の親父の さんが卵とか鶏肉の直売所を建てたいということで埋め立てられたそうですけど、その後資金不足で結局そのままになってしまい、多分地目変更がなされていなかったのではないかと思っております。そういうことで始末書を付けて申請をされております。以上です。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは3番について事務局より説明をお願いします。

主任(松村康平君) 3番について説明します。大阪府の譲受人 さんは個人住宅とするため、本渡町の さんより本渡町の田 294 ㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となって おります。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

9番(鶴田雄士君) 9番、鶴田です。3番について説明します。譲受人の さんは現在大阪にお住まいでございますけど、この10月に定年を迎えられてできれば自分の故郷である本渡に家を建てて住みたいという希望からこの場所を選定されたということでございます。場所は山口の農協の横の道路を m位行った所から 側に30m位入ったところでございまして、隣が水田でございますので、そこに迷惑が掛からないようにしたいということでございます。別に問題はないかと思いますのでよろしくお願いします。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。 20番(原田康盛君) 20番、原田です。鶴田委員の説明でよく判りましたけれど、この鶴田委員の説明通り左側に水田が見えておりますけれど、建物を建てる影響で風とか雨、日陰は影響はないのでしょうか。また、排水が田の用水と関連しとらんとでしょうか。田の用水に排水が上がり込んだりそういうことが心配ですね。建物による陰、風とかの心配があるわけですよ。事情をお聞かせくださいということです。

9番(鶴田雄士君) 水田より今度建てられる場所が下になります。下流のほうになります。だから、水路関係は別に問題ないと思っております。現在水稲が作ってありますけれど、それと反対側のほうにできるだけ迷惑かけないように家を建てたいということでございます。別にそこのところは問題ないと思います。

議長(鬼塚猛清君) 原田委員、よございますか。

20番(原田康盛君) 農地を持ってですね、栽培をする。その作物がこの建物の影響によって被害を受けるようであれば農地を持った意味がなくなるもんですからね。やっぱり建てる方と隣接農地所有者とはよく話し合っていかんといかんと思うわけでございます。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 鶴田委員、今原田委員が仰ったようにやはり農地には影響しないよ

うにそういう話し合いをよろしくお願いします。

9番(鶴田雄士君) 譲受人に迷惑掛けないようにと十分気をつけておきたいと思います。

議長(鬼塚猛清君) ほかに質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは4番について事務局より説明をお願い致します。

主事(寺澤大介君) 4番について説明します。古川町の譲受人 さん、 さんは事務所及び自己住宅とするため、横浜市都筑区の譲渡人 さんより中村町の畑 371 ㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地の都市計画区域用途地域となっております。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

35番(松原髙弘君) 35番、松原です。4番について説明致します。譲受人の さんと さんは親子関係になられます。事務局説明の通り、自己住宅及び事務所を新築したいというものです。譲受人の さんは本渡に美容室3店舗、また娘の さんは大矢野松橋方面に 3店舗同じく美容室を経営されております。現在借家住まいで さん夫婦に2人目の子供が生まれるということで、狭くなるので自己住宅を新築し、6ヶ所経営している美容室の事務所を建築したいということです。譲渡人の さんは横浜市在住で農地の管理ができず親戚の方に管理をお願いしていましたがこの8月で契約が切れるそうです。周囲は宅地化が進み、生活汚水は公共下水道に流されます。隣接農地の同意も取ってあり特に問題ないかと思われますので、よろしくご審議お願い致します。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。 (質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは5番について事務局より説明をお願い致します。

主事(寺澤大介君) 5番について説明します。有明町の譲受人株式会社島田工業代表取締役島田千尋さんは機械置き場及び駐車場とするため、有明町の譲渡人 さんより有明町

の田 251 ㎡、畑 69 ㎡を交換により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となって おります。以下、記載のとおりとなっており基準に適合しております。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

10番(元島正則君) 10番、元島です。5番について説明申し上げます。地図それから図面につきましては15、16ページになっております。場所は国道から旧県道に入ってですが、前の有明西中学校から上津浦線に入って の でございます。国道から距離にして約 km位あるんじゃなかろうかと思います。配置図を見てもらうと判ると思いますけれど、代表取締役島田千尋と は夫婦でございます。株式会社島田工業は建設業を営んでおります。従業員の駐車場並びに資材置場として使用したいということです。写真で判るように既に軽量鉄骨の片屋根倉庫が建てております。排水関係については公衆用道路の前に配水路がございますのでこれを利用したいということです。裏手については川でございます。周囲についてはなにもございません。そういうことでよろしくご審議お願いします。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明致しました5番の件について、質疑はありませんか。 (質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは6番について事務局より説明をお願い致します。

主事(寺澤大介君) 6番について説明します。栖本町の譲受人 さんは山林とするため、 栖本町の譲渡人 さんより栖本町の畑226㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となって おります。以下、記載のとおりとなっており基準に適合しております。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

主事(寺澤大介君) 担当委員であります 29 番前田委員が本日は欠席ですが意見をお預かりしております。場所は栖本町の馬場地区で、栖本トンネルの 側になります。譲受人のさんは、親戚の譲渡人 さんが所有する畑に植林し山林として管理したい、ということで今回の申請になったそうです。周囲は山林で、道路を挟んで南側にみかん畑がありますが影響はなく、畑の所有者から同意書をいただいております。なんら問題はないと思いますのでご審議のほうよろしくお願いします、とのことです。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。 (質疑なしの声あり) 議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは7番について事務局より説明をお願い致します。

主任(吉田直哉君) 7番について説明します。東京都世田谷区の譲受人 さんは植林し 山林とするため、天草町の譲渡人日本磁器原料株式会社代表清算人田中光徳さんから久玉 町の田 798 ㎡を贈与を受け転用したいというものです。

日本磁器原料株式会社は代表取締役であった田中光徳さんを代表清算人とし今年3月9日に会社の解散を行なっております。また、譲受人である さんは同社の役員であると同時に親会社である上田陶石合資会社の代表取締役も務めておられます。今回日本磁器原料株式会社の解散を機に申請地を植林し、自身が個人で所有する隣接の山林と一緒に管理したいとのことで申請に至っております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地になっております。 以下、記載のとおりとなっており基準に適合しております。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

31番(江良邦勝君) 31番、江良です。7番について説明します。ただ今事務局より説明がありましたように、現地を確認いたしました。地図は19ページ、写真は20ページになっております。申請地の図面の横の山林の同意書をもらっております。譲受人 さんの山が写真の右側にありますが、ここに20年余りの檜があります。午前11頃現場に行きましたら、申請地の周辺の田んぼは陰にもなっとらん場所でございました。その譲受人が土地を譲り受けて植栽していくということです。周囲の同意もとってありなんら問題はないのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。 20番(原田康盛君) 20番、原田です。ただ今の説明で判りましたけれど、この地図を見ますと今度山林とする土地の左側に田んぼがあります。ここは今田んぼとして稲作が行われているのでしょうか。そこを確認したいのですけど。もし申請地が山林になった場合陰とか風とかの影響が出るのではないかと思うわけですけど、ここをよく説明していただきたいと思います。

31番(江良邦勝君) ここは田んぼになっています。私も植林したら田んぼとしての価値はないのではないかと思っていましたが、同意も取っておられます。その下に水田がありますが、その人も同意しとおります。水路がありますが、水路関係もなにも支障きたさない状況でございますのでよろしくお願いします。

20番(原田康盛君) ここは荒廃地になっているのではないかと思いますけれど、荒廃地をなくすためにも開発して、田んぼにまた復活させれるのではないかと思いましたので一 応尋ねたところです。こういう田んぼは貴重でございますので、水路もありますので山林にはせずに田を作っていただきたいと思うわけでございます。

議長(鬼塚猛清君) 事務局の方から説明をお願いします。

主任(吉田直哉君) 事務局から若干説明させていただきます。申請地の西側、 、ここの田んぼに支障があるのではないかというご質問だったと思いますが、現地は実際仰るように耕作はなされていません。所有者の方も高齢で耕作できないという状況で同意をいただいております。北側の の所有者からも同意をいただいている状況です。

議長(鬼塚猛清君) ほかに質疑はありませんか。

14番(山本友保君) 14番、山本です。事務局にお願いをしたいわけですけど、このような今までは畑でしたけれど、管理ができずに植林して山にしたいという案件が最近多く挙がっております。そこで、この図面の方に東西南北の方向を付けていただければ私たちも日照権の関係でしやすいんじゃないかと思っております。よろしくお願いします。

主任(松村康平君) 通常、このように配置してある場合は上が北です。

議長(鬼塚猛清君) 事務局、今後上が北、下が南じゃなくして矢印なり表示をお願いしたいと思います。ほかに質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは8番について事務局より説明をお願い致します。

主任(松村康平君) 8番について説明します。瀬戸町の借受人 さんは個人住宅とする ため、志柿町の貸渡人 さんより志柿町の畑 486㎡を使用貸借により転用したいというも のです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となって おります。以下、記載のとおりとなっており基準に適合しております。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

11番(松岡健吾君) 11番、松岡です。場所は志柿町の繁華街で本渡五和農協の志柿支所から に m位入ったところです。地図は21ページです。貸渡人の息子が家を作るということで、21ページの一番上を見ていただきますと、下が貸渡人の屋敷で家と庭がございまして、そこの上に畑がありまして全て貸渡人の畑です。入口の門は同じところですぐ貸渡

人の庭先に息子の家を作りたいということで現地を見ましたけれど、周りは全部自分の畑でございまして、また区長の同意も取ってありましたのでなにも問題はないと思います。 審議をよろしくお願いします。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました8番の件について、質疑はありませんか。 20番(原田康盛君) ただ今松岡委員から詳しい説明を受けましたけれど、1反8畝、ものすごく畑が広かっですね。この一角を北向きではありますけど、これを分譲して家を建てるということはこれだけ広い畑を有効に使えば色々な作物ができるんじゃないかと思うんですよ。これは北向きですから日陰にはならんと思うんですが、こういう畑を有効に使えばどがんかならんとかなと思うんです。自分の土地ですから家を建てるのは自由ですけれども、これだけ広い面積は畑で使ったほうがよかっじゃなかろうかと思うわけです。

11番(松岡健吾君) 確かに今言われたように広かですね。しかしもう杭を打って家の範囲は狭かっですよ。ぎゃしこが家建つっとですよって。赤杭を立ててありました。家を建てる所は。大きな家ではございませんでした。

20番(原田康盛君) これだけ広大な農地を宅地分譲して、たとえ北向きでもこれだけの面積を潰すということは変則にもなりますし、耕作をしにくいんじゃないか。また自分が作れなければですね、第三者に貸し出すかなにかして野菜かないか作ってもらえば、これだけの面積ですから、有効利用してもらいたいわけでございます。

議長(鬼塚猛清君) 事務局の方から補足説明をお願いします。

主任(松村康平君) 私たちも現場確認行きまして、残りの農地の部分は残して利用した いということを本人が申しておりました。

議長(鬼塚猛清君) 宅地以外のところは畑として利用したいということだったそうです。 ほかに質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

議長(鬼塚猛清君) それでは、日程第5、議第43号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より一括説明をお願いいたします。主任(吉田直哉君) 議第43号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1番の本渡町の さんほか利用権の新規設定の計画が12件で、総面積は23,632㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)ののアに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。

議長(鬼塚猛清君) 事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありませんか。

(なしとの声あり)

議長(鬼塚猛清君) それでは12件の計画について質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件につきましては、原案のとおり可決しました。

議長(鬼塚猛清君) 日程第6、議第44号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)についてを議題といたします。事務局より内容の説明をお願いします。主任(吉田直哉君) 日程第6、議第44号について説明します。市町村は基本構想の変更にあたり、農業に関する団体等関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとなっております。今回熊本県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更を受けて、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更を行なう必要があります。

農業経営基盤強化促進法第6条第5項及び同法施行規則第2条の規定に基づき、変更(案) について市長より意見を求められており、農業委員会において審議をお願いするものであ ります。

本日は農業振興課農政係、植木主任が出席しておりますので、全委員さんへ事前に送付しておりました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(案) に従いご説明いたします。

主任(植木剛君) 皆さんこんにちは。農業振興課の植木です。よろしくお願い致します。 では始めにですね、皆さんご承知のとおりではございますけれど、改めまして基本構想の 背景、それから変更の理由についてご説明させていただきたいと思います。

まず、国にですね「農業経営基盤強化促進法」というのがございます。この法律は「効

率的で安定的な農業経営を育成する」という目的を実現するため、農業経営の規模拡大、生産方式・経営管理の合理化などを進めていく意欲のある農業経営者、いわゆる認定農業者)を総合的に支援するために、国が平成5年に制定した法律であります。この農業経営基盤強化促進法第5条に基づき、県が地域の特性に則して策定したのが「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」でございます。さらにですね、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、県の基本方針に則しまして、市のほうで「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」というのを平成18年8月に策定しております。この計画は一言で言えば、天草市の概ね10年先に向けた農業のあり方などについて、総合的に定めた計画ということになります。また先程の県の基本方針というのは概ね5年に1回見直しをすることになっていまして、先日平成23年の3月に改正がされたところでございます。この県の改正を受けまして、市の基本構想も変更する必要が生じました。また変更にあたっては、農業経営基盤強化促進法第6条第5項、及び同法施行規則第2条により農業委員会や農協から意見を聴くこととなっております。そこで本日この総会で皆様のご意見を伺いするというものでございます。

なお、昨年4月の農業委員会総会でも意見を伺っています。その時は、平成21年12月に農地法の一部が改正されたことに伴い、県基本方針の改正を受けたものであります。その時の内容は「農地利用集積円滑化事業」の新たな記載や「特定法人貸付事業」の削除などでございました。その後、6月に改正したのが現在の基本構想でございます。

それでは今回変更点について個別にご説明したいと思います。皆様に事前にお配りして おりました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想(案)天草市」に沿って説明さ せていただきます。

まず、1ページ中段に天草市の農業構造について記載された文中に「オリーブに関する 事項」を追加いたしております。読み上げますと、また、昭和 40 年頃には栽培が試みられ ていたものの本市において普及することのなかったオリーブが、国内での需要増加と生 産・販売に成功した地域との気候の類似により再び関心を集め、平成 21 年度には企業によ る農業参入も始まった、という文を追加しております。

それからその下「営農組織」に関する文言を修正しております。これはですね、両団体、 宮地岳営農組合、楠浦営農組合とも平成 14 年に立ち上げたと解釈できる記載だったため今 回修正しております。

続いて2ページ「主たる農業従事者1人当たりの年間所得」を300万円から285万円へ修正しております。これは市民所得と県平均所得を参考に算出した数字でございます それから中段、農地流動化に関して、昨年度「農地利用集積円滑化事業」がスタートし ておりますので、文言を修正しております。

続いて3ページ、「市のオリーブ施策」を追加しております。読み上げますと、特に、オリーブの導入については、植栽経費の単独補助など市を挙げて支援し、"オリーブの島づくり"を目指す。生産組織は、単なる機械の共同利用組織ではなく、という文を追加しております。それから11行目、女性認定農業者の拡大を図るとともに、家族経営協定の普及を進め、収益配分及び経営方針・計画の決定などの内容の充実を図る、を追加しております。それから18行目、「オリーブと6次産業」を一連の取組として推進することを追加しております。認定農業者や生産組織等に対し「目標達成に向けた取組への支援」について記載し、最後は「着実な再認定を進める」としめています。

第2章に移ります。 家族経営・ア目標農業所得を概ね570万円以上に修正、主たる従事者1人あたり285万円程度に修正しております。前回は600万円以上300万円程度としておりました。これも、市民所得と県平均所得を参考に算出いたしております。それから、

協業経営・内容を「米+レタス+受託作業」に修正しております。前回は米+麦+大豆といたしておりました。天草市の協業経営としては、前回も「米+レタス+受託作業」が適しているとされていたが、この欄には県の記載と同様に「米+麦+大豆」と記載されていたため、今回修正しております。それから、イ労働時間を「1経営体あたり1万2000時間程度」と新たに記載しております。これは「米+レタス+受託作業」について、熊本県農業経営指標に基づき算出した数字でございます。

次は5ページをお開きください。経営体の類型表になります。「不知火+河内晩柑」は作付面積をそれぞれ5a~10aずつ増やしています。これは熊本県農業経営指標に基づく目標所得をクリアするため若干数字を上げております。それから2段目の「水稲+温州みかん+不知火+オリーブ」というように「オリーブ」を追加しております。これは天草市の推奨作物であるオリーブを類型表に加えるには、本項(欄)が最適であると判断したためでございます。

次に8ページをお開きください。2段目に「トルコギキョウ」という部分がございます。 前回記載されていた「電照菊」では実態に沿わないため、近年生産量の安定してきた花卉 「トルコギキョウ」に変更させていただいております。

次は10ページ、協業経営体のところです。「水稲+レタス+水稲受託」の作付面積をそれぞれ50a~1000aずつ増やしている。全体で約倍増になります。これも熊本県農業経営指標に基づく目標所得をクリアするためです。ちなみに、県の協業経営体の1例である「水稲+大豆+受託作業」の経営面積は、8,000aということになっています。

それから第3章に移ります。効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占め

る面積のシェアの目標を 32%から 38%へ変更させていただいております。算出方法は複雑であるが、簡単に言えば、10 年後天草市全体での耕地面積は少々減少しているが、会社法人や協業組織を含む認定農業者等の耕地面積は、少なからず増加していると予測し、その結果、シェア率は上がるというもの。ちなみに、県は、66%から 75%に変更している。最後に目標年次を平成 32 年度へ変更しております。10 年後目標であるため、前回の 27 年度にプラス 5 年の 32 年ということになっております。

以上が基本構想の変更における説明ということになります。皆さんのご審議をよろしく お願いします。

議長(鬼塚猛清君) ただいま変更案について説明がありましたけれど、皆さん方からの ご意見や要望はございませんか。

28番(川原昭雄君) 28番、川原でございます。ただいま貴重な基本構想についての説明があったわけでございますが、今ですね、確かに農業経営する人が高齢になったと。それから、若人はなかなか農業に取り組まないということは目標はサラリーマンから比較すると、全く赤字にはなっても所得はないわけです。赤字になっても所得はない、これが現状ではないのかなと思いがするわけでございます。これは経営の手段にも因ると思いますけれど、現実は本当に税の申告あたりで税務課に聞いてみますと、おそらく所得があって喜ぶという農家は少ないのではないのかなという思いがするわけでございます。これが第1点。

それから、もう一つこの文書にない事柄があるわけでございますが、今農家がおそらく上島、下島も大変ご苦労があることは鳥獣の被害でございます。猪の被害でございます。昨年までは、猪が出没してこない地域があったわけでございますが、今農家が大変ご苦労なさっています。去年までは猪が入らんじゃったっぱ、川原さん、猪でどんこんされんぱな、という声がいっぱいあります。これは個人の農業者が一人でできる業じゃございません。2 千頭位は捕れるであろうと思いますけれど、今、捕っていただく方がいないわけです。1 頭当たり8 千円いただいとっとと思いますけれど、これは天草の今後の大きな大変な問題になってくるのではないのかと。片や、農業に従事する人は高齢化していく、そして若人は農業になじまない。片や猪は増えていく。こういう天草に変身がなされつつあるのが現状です。これは行政にすがるよりほかありません。猟銃を持つじゃなし、猪を追い払う力もなし、これは一つ農業振興課においても真剣にこの猪退治については考えてもらわなければならないと思います。これは JA もそうでございますが、JA もこれは農家の声を十分聞いて取り組まなければならない今後の大きな宿題ではないのかという思いがするわけでございますので、今日この文書以外のものについて私はお願いを申し上げたいと思

っております。

議長(鬼塚猛清君) 今のは、農業振興課への要望ということでよございますか。

28番(川原昭雄君) そうです。

議長(鬼塚猛清君) ほかにございませんか。

15番(森岡一正君) 15番、森岡です。ただいま農業経営基盤の強化の促進に関する基本 的な構想の変更の案とういうことで製本化されているわけでございますが、今までオリー ブとかなんとかそれぞれ九電を始め有明のほうにも仕掛かっておられるわけですが、現在 のところどのような方向で進んでいるのか。また、市や市議会等で検討されとるはずと思 うわけですが、市の広報にも載っていた半額 50 パーセントの補助やったですかな。そうい ったとこで、市の広報にも掲載されとったわけです。ただいま川原委員からお話があった とおり、現在の農業にわたっては非常に厳しいものがあるわけです。そういったことで、 有害鳥獣にもしかり農作物、早期水稲等についても私は2、3日電柵を張りにかかっとるわ けでございます。そういったことで、農業者にとりましては、非常に厳しい状況下の中で こういった構想、案ではございますが市議会等でもどのような方向付けを検討されておる のか。なおまた、こういったことでどういう風な方々に推進をされるのか、後継者はおる のか、年齢はどの位の人が取り組まれるのか、今後そういったことについて検討はされた のかどうか、そういったことについてわかる限りのできる限りのご説明をお願い致します。 主幹(松元正治君) それではまず、最初のオリーブの件についてお答えしたいと思いま す。市ではオリーブ振興計画というのを作って、推進をしております。計画の方からまず 簡単に説明をしたいと思います。目標年次を平成 26 年度、平成 31 年度。平成 31 年度が約 10年後ということになりますけれど、そういうことで目標計画を作っております。平成26 年度の目標がオリーブの植栽面積が 80ha、本数にする 64,000 本ということで計画をして おります。その頃のオリーブ関連、農業所得というわけではないですけど、オリーブ関連 の販売額ということで1億2千万円程度を計画しております。最終的ではないですけど、 10 年後の目標としては面積が 130ha、本数にすると 104,000 本、オリーブ関連の販売額と して 12 億程度を計画しております。 おおまかな目標としてはそういうこととしております が、今の実際の状況ですけれど、平成22年度末で植栽本数が約6,400本、面積にすると約 12.4ha ということで、先程の目標も 1 年ずつ計画をしているのですけれど、今のところ計 画以上の達成をしているということになります。主なものは皆さんご存知だと思いますけ ども、九電工とか共栄ファームとかそういうところに沢山植えてもらってます。あとは個 人の方で1反とか2反とか、少ない人は1桁の本数のところもありますけれど、そういう 風に徐々に増やしていってもらってます。今年度も今のところの見込みでは、10ha 以上増 えるように申請がなされています。それからオリーブ以外の点で、年齢とか誰がするのかとか、そういう話もありましたけれど、この構想自体は天草市の農業経営基盤の基本的な考え方を述べておりますので、具体的に何歳の人をどれだけとか、誰にやってもらうとかそういところまでは、構想の中には入っておりませんので、今のところ誰にしてもらうとか若者を何人入れるとかそういうところまではありません。

議長(鬼塚猛清君) よございますか。ほかに質疑は、ありませんか。

37番(戸谷泰典君) 37番、戸谷です。先程から川原委員、森岡委員からもご質問があったですが、鳥獣関係の対策ということで、この中の色々なパターンを見ても鳥獣の害を受けないような作物に関する視点が欠けてるような気がするんですよね。どぎゃんして鳥獣被害を防ごうかという考え方がいっぱいあると思うんですが、その中で作物の中に猪の害を受けない作物だってあると思うんですよ。柿にしても猪が入らない、食べない、花ですね。そういった視点からもうちょっと練り直す、そういう天草の農業があってもいいような気がするんですけど、そういったことに関してご説明をお願いしたいと思います。

主幹(松元正治君) 確かにご指摘の通りですね、鳥獣被害を受けない作物を作っていくことが重要だとは思いますが、ここに挙げている類型というのは天草市で主に模範となるような類型ということで載せておりますので、特別に猪の被害を受けない作物を選んではいません。オリーブを増やしてますけど、オリーブに関しては今のところ猪の大きな被害はないですし、実自体も生で食べても全然おいしくないということですので、猪も食べないということで、被害を受けないという点でいいとは思います。ただ、オリーブは面積を10aとしていますけれど、主にオリーブで所得を得るような作物としては無理がありますので、オリーブは主業ではなく副業的に、もうちょっと所得を増やしたいなという時に作ってもらえればなということで、類型の中に付け足しております。以上です。

議長(鬼塚猛清君) よございますかね。

37番(戸谷泰典君) 付け足しの割にはオリーブのことがかなり重点的に書かれているような気がします。色々な面でもうちょっと深く掘り下げる必要があるんじゃないかと思いますので、その点はよろしくお願いしたいと思います。

議長(鬼塚猛清君) これは、我が市の基本構想でございますし、この内容に向けては農業振興課で達成に向けて努力されると思います。我々農業委員も一緒になって推進する必要があるんじゃなかろうかなと思います。

この構想全体についての質疑はほかにございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件の変更案を承認することにご異議ない方は挙

手をお願いします。

(挙手多数)

議長(鬼塚猛清君) 挙手多数であるため、本件につきましては、原案のとおり可決しました。

議長(鬼塚猛清君) それでは日程第7、報告事項について事務局より報告をお願いします。

主事(寺澤大介君) 報告します。総会審査件数一覧をご覧下さい。今回は農地利用・形状変更届が有明地区から1件あっております。有明町の田548㎡を野菜を栽培するために畑にしたいとのことで届出を受理しております。以上です。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。 これをもちまして、平成 23 年天草市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

午後 3 時 50 分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鬼 塚 獅 蕉 著名委員 花 断 近 别 正 别